

令和7年(あ)第1501号

決 定

国 籍 ベトナム社会主義共和国

住 居

会 社 員

グエン・テイ・グエット

年 月 日生

上記の者に対する死体遺棄被告事件について、令和7年11月4日福岡高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人池上遊ほかの上告趣意のうち、刑法190条の規定(令和4年法律第67号による改正前のもの。以下「本件規定」という。)について、憲法13条、24条2項違反をいう点は、本件規定は所論の指摘する点とは直接関連を有するものではなく、憲法14条違反をいう点は、本件規定は、その規定する行為を何人に対しても禁止し、これに違反した者を無差別に処罰するものであり、憲法31条違反をいう点は、本件規定が所論のように不明確であるということとはできないから、いずれも前提を欠き、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和8年 3 月 9 日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 三 浦 守

裁判官 岡 村 和 美

裁判官 尾 島 明

裁判官 高 須 順 一